

# 私道の使用に関する合意書

□ (以下、甲という。) と、□ (以下、乙という。) と、□ (以下、丙という。) と、□ (以下、丁という。) とは、甲乙丙及び丁が共有に係る後記記載の不動産（以下、私道という。）に関し、以下の通り取り決めることに合意した。

記

## 第1条（承諾事項）

甲乙丙及び丁は、その共有持分の多寡にかかわらず本件私道について、甲乙丙及び丁が次の行為を無償にて行うことを互いに承諾し、協力するものとする。

1. 私道及び上下水道管・ガス管、送電・通信等の設置及び変更等に伴う工事、掘削、埋設管の占用及び設置、既設管及び新設管の分岐・接続・放流等に付随する工事を行うこと。
2. 私道の通行をすること。なお、通行には車両（自家用車両ほか、甲乙丙及び丁宅への来訪者・工事業者等を含む）による通行も含むものとする。
3. 境界確定及び申請等（建築基準法第43条第2項第2号・建築確認・宅地造成及び特定盛土等規制法・開発行為・電柱及び支線移設等）を行うこと。

## 第2条（第三者継承）

甲乙丙及び丁は、後記記載私道を第三者へ売却、譲渡、相続、交換等をする場合には、本合意書を継承するものとする。

## 第3条（協議義務）

甲乙丙及び丁は、本合意書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、信義誠実を原則とし、互いに誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署（記）名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 7年 7月 29日

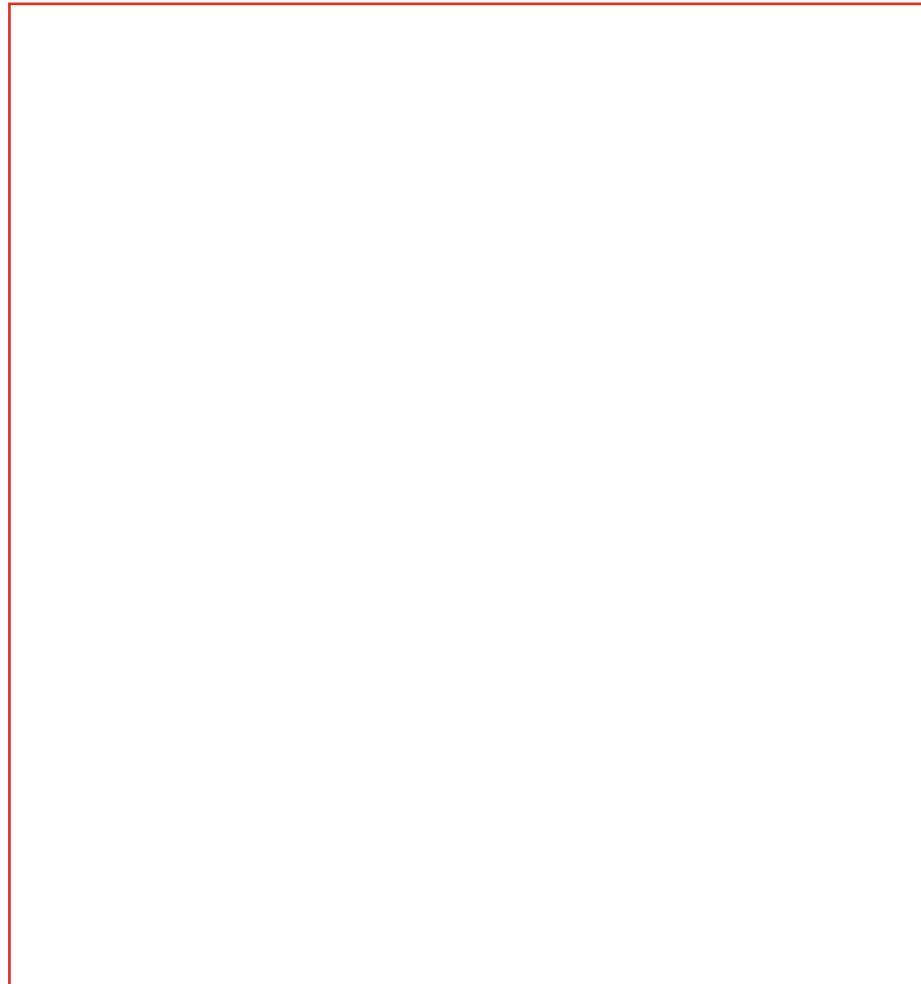
甲

乙

丙

丁

丁



## 【不動産の表示】

世田谷区玉堤一丁目 2419 番 2  
世田谷区玉堤一丁目 2419 番 12  
世田谷区玉堤一丁目 2419 番 13